

05年04月13日■古川了子さん行政訴訟にあたっての談話

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の提訴について

本日、古川了子さんのご家族が国（日本国政府）を相手取り東京地裁に了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の提訴を行った。

私たちは安明進氏の日撃証言、失踪当時の状況（他の理由による失踪の可能性）等からして、古川了子さんが北朝鮮による拉致の被害者であると考え、これまでも政府に対してさまざまな働きかけを行ってきた。しかし、昨年1月29日の一斉告発を受けて警察の捜査は行われているものの、救出に向けての進展は見られていない。

この点は他の失踪者についても同様である。政府は国会答弁などを通じて、現在認定している15人以外に相当数の拉致被害者がいることを明らかにしておきながら、その認定者の数は平成14年9月の第一次小泉訪朝で北朝鮮が拉致を認めたことで4人（曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん、石岡亨さん、松木薫さん）が追加された以後全く増えていない。また、その15人も内訳から考えれば何ら明確な基準があるわけではなく、恣意的に決められているものと思えない。

さらに、現在のところ政府の対応は認定された15人とそれ以外の失踪者に厳格な差を付けており、政府認定者以外は何人かについて北朝鮮に安否確認を求めたのみであり、実質的には見捨てたのと同じ状態である。この状態が続けば大部分の拉致被害者は北朝鮮でその人生を終えることになる。この現状はいかなる手段を用いても打破しなければならない。今回の訴訟はそのために有力な武器となることを確信する。

以上の前提に立ち、ここに2つの点を強調しておきたい。各位のご協力を切に要望する次第である。

1、この訴訟は古川さんだけの問題ではないこと

この訴訟は調査会のリストに乗っていない人も含めてすべての未認定拉致被害者の代表としての訴訟である。目的は、多数の被害者がいることを知っていながら15人の政府認定を変えようとせず、また、未認定者についてはほとんど効果のある対応をしていない政府の姿勢を正すことにある。今後裁判の中では他の特定失踪者ご家族にも傍聴等をしていただき、拉致問題に対する政府の取組みを変えていく突破口にする所存である。

2、「政府認定」はあくまで一つの通過点に過ぎないこと

政府による拉致認定を求めること自体は、すべての拉致被害者を救出するという最終目標に至るいくつかのルートのうちの一つである。認定するしないにかかわらず、全ての未認定被害者を救出するという政府としての断固とした姿勢と具体的な行動があれば、このような提訴をする必要自体が存在しなかったことを総理を初め関係機関の責任者は痛感していただきたい。

政府には国民の生命財産を守る義務がある。警察が何十年にもわたり膨大な予算と人員と捜査権を駆使しながら、現在まだ 15 人の拉致被害者しか認定しておらず、また、そのうち 5 人しか救出していないことは明らかな不作為である。また、現状を続けていけば今後も拉致あるいは同様の主権侵害行為が行われる可能性が極めて高いと言わざるを得ない。拉致被害者の救出は単に拉致被害者・家族だけの問題ではなく、安全に暮らしていける日本を作るための、全国民の責務と言っても過言ではない。関係各方面の真摯な対応を切に求める次第である。

平成 17 年 4 月 13 日
特定失踪者問題調査会
代表 荒木和博